



広島労働局発表  
平成30年6月18日

【照会先】

広島労働局雇用環境・均等室

室長補佐（指導担当） 村上 敏昭

雇用環境改善・均等推進指導官 木下 美礼

（電話）082-221-9247

報道関係者 各位

## 「子育てサポート企業」医療・福祉業が増加 ～認定通知書の交付式を開催します～

この度、広島労働局（局長 川口 達三）は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」といいます。）に基づき、医療法人社団樹章会本永病院（東広島市）を子育てサポート企業として認定しました。

今年度は初めての認定であり、広島県内の認定企業は52社、うち、医療・福祉業の認定は12社になりました。これは、卸売・小売業の13社に次いで2番目に多い業種です。

ついては、以下の日程で認知通知書交付式を開催いたします。

### 「子育てサポート企業」のくるみん認定通知書交付式

～平成30年6月25日（月）10:00～

会場：広島市中区上八丁堀 6-30

広島合同庁舎 2号館 5階 広島労働局 局長室

【くるみん認定企業】

医療法人社団<sup>じゅしょうかい</sup>樹章会 本永病院

所在地 東広島市西条岡町 8-13

業種 医療、福祉業 労働者数 240人

代表者 理事長 本永 貴郎



次世代認定マーク  
「くるみん」

○ 次世代法に基づく認定とは…

一般事業主行動計画を策定・届出し、目標を達成する他、一定の基準を満たす場合、都道府県労働局長の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、次世代認定マーク（愛称：くるみん）を広告商品、求人票等に表示し、子育てサポート企業であることをアピールすることができます。

参考 全国認定件数 約2,870社（平成30年4月末）

添付書類 別添1 認定企業の取り組み内容、認定基準

別添2 「子育てサポート企業」認定企業名一覧（広島労働局管内）

別添3 業種別認定件数、所在地別認定件数（広島労働局管内）

} 掲載省略

## 《認定企業の取組内容》

### 医療法人社団樹章会本永病院（東広島市）

業種：医療・福祉業 労働者数：240人（男性50人、女性190人）

計画期間：平成27年4月1日～平成30年3月31日（3期目）

- ★男性の育児休業取得を計画期間内に1名以上
- ★ノー残業デーを月1日から2日への変更

## 《認定基準》

- 1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
- 2 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
- 4 策定・変更した行動計画について、公表及び労働者への周知を適切に行っていること。
- 5 次の（1）または（2）のいずれかを満たしていること。
  - （1）計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が7%以上であること。
  - （2）計画期間において、男性労働者のうち、育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて15%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

※平成29年4月1日から平成31年3月31日の間の認定申請は、従来の「男性の育児休業等を取得した者が1人以上」の場合でも基準を満たします。

※このほか、男性の育児休業取得率に関する経過措置があります。

※また、労働者数が300人以下である企業の場合の特例があります。
- 6 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。

※このほか、常時雇用する労働者数が300人以下である企業の場合の特例があります。
- 7 3歳から小学校に入学するまでの子を持つ労働者を対象とする「育児休業の制度または勤務時間の短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること。
- 8 次の（1）と（2）のいずれも満たしていること。
  - （1）フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。
  - （2）月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
- 9 次の①から③までのいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。
  - ① 所定外労働の削減のための措置
  - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
  - ③ その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 10 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。